

改正案

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三 法第十六条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一～二十六（略）

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一～三の三（略）

三の四 保険募集（保険業法第一条第二十二項に規定する保険募集をいう。以下同じ。）のうち次に掲げるもの

イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同

法第二条第十七項に規定する生命保険募集人をいう。八におい

て同じ。）としてその所属保険会社（同法第一条第二十項に規

定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のため

に行つ保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十

一条第一項第一号イからハまでに掲げる保険契約（同条第二項

の規定は、当該保険契約に付される保険特約について準用す

る。）の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店（同

法第二条第十九項に規定する損害保険代理店をいう。八におい

て同じ。）としてその所属保険会社のために行つ保険業法施行

規則第二百一十一条の二第二項第一号イからホまでに掲げる保

現行

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三 法第十六条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一～二十六（略）

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一～三の三（略）

（新設）

険契約（同条第二項の規定は、当該保険契約に付される保険特約について準用する。）の締結の代理又は媒介

八 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人（同法第二十一条に規定する保険仲立人をいう。）として行う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号イからチまでに掲げる保険契約（同条第二項の規定は、当該保険契約に付される保険特約について準用する。）の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四〇十八の二（略）

十八の三 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又は授受に関する業務

十九〇二十三（略）

二十四 保険会社の保険業に係る業務の代理（第三号の四及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二十五 保険募集（第三号の四に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十六〇三十六（略）

三〇七（略）

（子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの）

四〇十八の二（略）

（新設）

十九〇二十三（略）

二十四 保険会社の保険業に係る業務の代理（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二十五 保険募集（保険業法第一条第二十二項に規定する保険募集をいう。以下同じ。）

二十六〇三十六（略）

三〇七（略）

（子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの）

<p>第十七条の四の二 法第十六条の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。</p> <p>一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の三までに掲げる業務</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)</p> <p>第三十四条の十八 法第五十二条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。</p> <p>一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の三までに掲げる業務</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>第十七条の四の二 法第十六条の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。</p> <p>一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の二までに掲げる業務</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)</p> <p>第三十四条の十八 法第五十二条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。</p> <p>一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の二までに掲げる業務</p> <p>二・三 (略)</p>
--	--